

地区計画の変更届出に必要な書類等について

1. 地区計画の区域内における行為の変更届出書 2部（正副1部ずつ）

変更届出書には「変更の内容」を記載する欄がありますが、記載内容に関して、あらかじめ担当者とご相談ください。

2. 届出に必要な添付図書

届出書に、以下の図書を添付して下さい。

- ・変更内容の詳細（届出書に書ききれない場合）
- ・委任状（代理人をたてる場合）
- ・変更後の図面（各図面：縮尺100分の1以上、A3用紙に収まる程の縮尺）
- ・変更前の図面（各図面：縮尺100分の1以上、A3用紙に収まる程の縮尺）
- ・求積図（変更内容により必要になることがあります）

*変更後、前の図面は、変更する部分が記載された図面だけを提出してください。

*断面、立面図にも変更が生じる場合（外観の色彩が変更になる場合等）は合わせて図面を提出してください。

*変更後、前とわかるように、各図面の右下に「**変更後**」「**変更前**」と記載してください。

*変更部分が分かるように、変更前の図面において変更箇所を**赤枠**で囲うなどの強調をしてください。

3. 変更届出が必要な場合とは

例① 外壁の色彩を変更するなど、地区計画の制限に係る変更がある場合

例② 建築物の高さや配置が変わるなど、建築確認申請による計画変更等がある場合

*工事完了後の計画変更等の場合は、変更ではなく、新規の届出用紙を使用してください）